

小値賀町議会第二回定例会  
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	三浦	神川	巖充	谷良	西久	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇
憲道	清敏	清	充也	良一	久之	一也	充司	勝信	敏章	裕司	泰三	一也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十九年六月二十日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 議案第三六号 平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第三七号 平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第三八号 平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、三番・土川重佳議員、四番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第三六号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第三六号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）について説明いたします。

今回の補正予算は、骨格予算の関係で当初計上していなかった事業及び今年度を実施する起債対象事業の追加が主なものでございます。また、前年度繰越金が固まりましたので、その追加計上をいたしております。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七千五百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十七億二百万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、船舶自動給油施設整備事業費補助金、大型定置網施設整備事業費補助金、野崎島自然学塾村施設整備事業、小値賀漁港広域漁港整備工事地元負担金の追加及び防災行政無線再編整備事業、塵芥収集車購入事業、二トンダンブ購入事業、漁協経済コンピュター設置事業費補助金、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事の限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、六目・土木使用料を四十一万七千円増額し、使用料の総額を二千五百五十五万一千円としております。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、二目・衛生費国庫補助金五百六十二万円の増額は、後期高齢者医療制度創設に伴うものでございまして、国庫補助金の総額を一億五百七十四万五千円としております。同じく三項・委託金、二目・民生費委託金を二十二万一千円増額し、委託金の総額を三百六十六万三千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、一目・総務費県補助金一千八百二十八万八千円の増額は、離島体験滞在交流促進事業補助金一千七百五十万円が主なものでございます。同じく四目・農林水産業費県補助金四千八十六万四千円の増額は、三節・水産業費補助金で、新世紀水産業育成事業費補助金三千七百万円が主なものでございまして、県補助金の総額を一億六千七百一十二万一千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、三目・まちづくり担い手育成基金繰入金三十万円の増額、同じく四目・家畜導入事業資金供給事業基金繰入金八万円の増額、同じく八目・減債基金繰入金を六千八百七十七万八千円繰り戻し、基金繰入金の総額を一億九千五十八万一千円としております。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を四千四十四万五千円増額し、繰越金の総額を六千四十四万五千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を三百三十四万三千円増額し、雑入の総額を五千七百四十一万六千円としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債六十万円の増額、同じく三目・衛生債二百九十万円の増額、同じく四目・農林水産業債一千三百二十万円の増額、同じく五目・商工債を一千七百五十万円増額し、町債の総額を二億四千八百八十万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、財源調整でございまして。同じく五目・財産管理費三十万円の増額、同じく六目・企画費二百三十六万五千円の増額、同じく十一目・ふるさと創生事業費を三十万円増額し、総務管理費の総額を三億四百六十八万八千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費二百五十万円の増額、同じく二目・国民年金事務費二十二万二

千円の増額、同じく三目・老人福祉費を百二十七万一千円増額し、社会福祉費の総額を二億七千二百十二万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費を六百二十四万八千円増額し、保健衛生費の総額を一億一千七百七十万六千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費十二万円の増額、同じく二目・し尿処理費を百三十三万三千円増額し、清掃費の総額を九千九百三十三万三千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費は財源調整でございます。同じく三目・農業振興費五十万円の増額、同じく四目・畜産業費を八十八万四千円増額し、農業費の総額を一億八千三百八十三万二千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を百四十一万三千円増額し、林業費の総額を二千八百八十七万二千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費五千九百九十三万八千円の増額は、船舶自動給油施設整備事業費補助金九百六十二万五千円、大型定置網施設整備事業費補助金四千二百二十五万円の増額が主なものでございます。同じく四目・漁港管理費六十三万五千円の増額、同じく五目・漁港建設費を五十万円の増額し、水産業費の総額を二億四百七十五万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、三目・観光費三千九百六十四万六千円の増額は、野崎島自然学塾村施設整備工事に伴う委託料二百三十万円、工事請負費三千二百二十万円が主なものでございます。同じく四目・じげもん振興費を五十二万円増額し、商工費の総額を七千九百九十三万円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を五千万円減額し、土木管理費の総額を九千七百四十万五千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を七百八十万円増額し、道路橋梁費の総額を一千四百六十六万三千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費五十万円の増額、同じく二目・住宅建設費を二百八十一万五千円増額し、住宅費の総額を一億八千八百一十七万七千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費三十一万二千円の増額、同じく二目・消防施設費を二百三十六万三千円増額し、消防費の総額を七千七百五十八万六千円としております。

九款・教育費、七項・社会教育費、二目・公民館費十六万五千円の増額、同じく三目・総合センター費百五十三万五千円の増額、同じく四目・歴史民族資料館費四万円の増額、同じく五目・文化財保護調査費を二十一万円増額し、社会教育費の総額を六千五百二十四千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございます。

十三款・予備費を二十万五千円減額し、予備費の総額を五百三十二万七千円としております。

以上で、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十二款・使用料及び手数料

松永議員

九番（松永勇治） 住宅使用料の過年度分については、今回初めて四十一万七千円補正されておりますけども、何戸分で、

残りがどのくらい未納額があるのか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

過年度分が四十一万七千円でございます。滞納戸数が五戸でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十八款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）



議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

松永議員

九番（松永勇治） 一目・総務債でございます。八節の防災行政無線再編整備事業については、この前の、当初予算の説明のときに、県が六五％、町が三五％の負担割合で整備するというところでございますけど、事業債を今回六十万円増額されて、一千三百万円になされておりますけれども、歳出を見ると判るわけですけれども、これは起債のただ充当率が上がったというところで、増えたということの変更なのかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） そのとおりでございます。当初予算では九五％で、今回は百％でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

松永議員

九番（松永勇治） 総務管理費でございます。これは十頁ですね。その下の方の、十一目・ふるさと創生事業費、十九節・負担金、補助及び交付金で、『よかばい島男 in おちかイベント補助金』ということですが、内容を説明して下さい。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

昨日の一般質問でも少し述べさせていただきましたけども、町内の後継者の花嫁対策につきまして、九月にイベントを行うということ、内容としましては、町内外の独身の女性を町内に呼んで、実際に農業体験・漁業体験をもらったり、野崎に行って自然体験をもらったりして、一組でも多くカップルを誕生させたいということで、各農業・漁業、商工業の、四団体があるわけですけど、四団体を作る実行委員会できいったイベントを企画いたしております。

具体的には、木曜日に太鼓丸に乗っていただきまして、金曜・土曜ということで町内でイベントをして、日曜日の太鼓丸で帰るというふうなスケジュールで、全体事業費を一応五十万でイベントを行うように予定をいたしております。

これには、県の農林水産業担い手育成基金というのがあります。この基金の方にもこういった活動に対する支援がありますので、そこにも申請をする予定にいたしておりますし、農協・漁協・商工会にもいくらか負担をお願いして、その経費に当てたいというふうに考えております。

また、参加者からも一人当たり五千円程度の負担を求めるというふうなことで計画をいたしております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** ただいまのことに関連をしてお伺いしますが、女性の募集のやり方についてはどのような考えでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（松本充司）** お答えいたします。

各出郷者の会の、小値賀人会の総会が先日は博多でもありましたけども、また今月末には、関西・関東・県北小値賀会とこのことがありますので、そこでこういうイベントを紹介して、独身の女性の方をやっていただくようにお願いをするということと、インターネットでもですね、呼びかけて募集を募りたいというふうに思っております。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 以前にも小値賀会等のご協力をいただいて、こういう出会いの場を作るといこともやった経緯がございますが、なかなか小値賀関係の方々の中で「お前、行け。」って言われて、しょうがないから行ったというような方々と、なかなか上手く進まないなあという今までの経験から言うそうですね、そういうふうな思いがありますので、まあインターネットというやり方もするというところでございますが、その他の機会も十分に使ってますね、或いはメディアを使えるものなら十分使って情報を発信していくというやり方は是非やっていただかないと、形だけやったんでは狙いとするとその結果が得られない可能性も十分に考えられると。ですから是非、そういう意味では広範囲に発信をしていくということを念頭において、これを実行するときにはやっていただきたいなというふうに思います。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（松本充司）** そのようなメディア等も活用したり、今、じげもん推進班の方に『じげもん推進隊』というふうな女性の方々も登録をしていたら、町内の製品のPR等もやっていただいておりますので、そういった方々も含めま

して、一組でも多くのカップルの誕生ができるような努力をしていきたいと思えますし、今回の違うところはですね、その4Hクラブの会員の方々からですね、自主的にこういうイベントをやったかどうかというふうな声があったんで、是非、町としても支援をするということ、町や農業委員会辺りが言ったんじゃないやなくて、各後継者の方からそういう声があったんですから、是非やろうということを進ませていただいております。

**議長（横山弘藏）** 立石 議員

**八番（立石隆教）** これは大変結構な企画だと思っておりますので、是非成功することを期待しております。

それで、もう一つの観点ですね。これはよそのこういうふうな出会いを作る企画のときには、なかなか上手く行かないということの、もう一つのポイントは、地元の男性側のアプローチの仕方が下手くそだという部分があるというふうなことで、それで、ある自治体ではどういうふうにしゃべったいいかとかですね。どういうふうにエスコートしたらいいかとか、そういうふうなことでですね、レクチャーするというようなところもあるように聞いております。

本当に実のあるものにするためには、そうしたもののまで配慮してあげるということは実は大事なんではないだろうかという思いもありますので、「それをうちでもやれ。」ということではありませんが、そういうことも念頭に置きながらですね、ただ出会いを作るだけで、それでカップルができるということではなくて、問題点というのはこちら側の男性側にもある可能性があるわけですから、そういうところも是非配慮していただきたいというふうに思います。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（松本充司）** お答えいたします。

そういうことにつきましては、我々も十分考えておりますので、今から実行委員会でいろいろ打ち合わせをしますので、もう少し積極的にアプローチするような話をしていきたいというふうに思います。

また、場合によっては、農業改良普及センターとか水産の改良普及センターあたりにもお願いしてですね、その今度参加する方々にそういう内容についてですね、「勉強会」と言いますか、そういった催しも開催していきたいというふうに実行委員会の方で協議したいと思います。

**議長（横山弘藏）** 第三款・民生費

加山 議員

**二番（加山雅徳）** 三目の老人福祉費。この中ですね、公有財産購入費で、『グループホーム用地購入費』ということ

百二十七万一千円上がっておりますが、今建設中でございますが、建設する前に町の方で購入されたと記憶しております。それで、場所とですね、この地目・面積・坪単価の方の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 場所だけでも判らんでしょうか？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 九時 五十二分 ―

― 再開 午前 十時 一分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

住民課長

住民課長（中川一也） 先ほど、答弁を保留しておりました加山議員のご質問にお答えいたします。

購入した土地は、笛吹郷の段地二六九八番地の一、雑種地、千二十二平方米、二七〇〇の一、田、千三百九十平方米、二七〇〇の二、用悪水路、四十三平方メートル、平成十六年の十二月に購入しておりました二千四百五十五平方メートルでございます。

購入価格は、六百二十四万四千円でございます。

今回、グループホームの建設が始まりましたので、目的が明確になったということで、土地開発基金への返還という形で予算化しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） すると、償還期間とですね、利率をお知らせ下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

償還期間は、元金均等の五年償還で、利率につきましては、最新の公定歩合の利率〇・七五％で利息を計算しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

宮崎議員

一番（宮崎良保） 三目・農業振興費のうちの、地域就農塾推進補助金がありますけど、この概要を説明お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

この事業は昨年度からやっておりまして、農業の自立を目指す後継者に対しまして、地元の農業に精通した方がマンツーマンで指導を行うというふうな事業で、昨年実施いたしました。

今年度は、自立経営開始年度に必要な経費を、この事業で補助するというところで、二分の一が県費補助となっております。今年度は、環境にやさしい農業の実践ということで、エコファーマー、対象作物は実エンドウなんですけど、大島の方での事業に取り組んでいただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 林業費。これは十二頁ですね。産業振興費の、十三節・委託料にですね、今現計予算で三十万組まれてとるわけですね。内容は明記されておりませんけれども…。それに今度二十四万、合わせて五十四万の計上になっておりますが、捕獲の内容とどうか、『小屋』ということですから、西目の例によったようなことをやられるのかどうか知りませんが、内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

カラスの捕獲小屋につきましては、以前からやっておりまして、捕獲小屋が古くなってなかなか持ち運びができないというふうなことで、一昨年作り直しまして、転々と移動できるようにしております。

現在は、相津の近浦の港の根っこの方に置いて順調に捕獲しておりますけど、離島の大島と納島につきましてもですね、特に納島につきましては、ピーナッツの時期には非常にカラスからの被害があるというふうなことで、ハンターによる駆除

を年に五・六回実施しているわけですけど、なかなか思うように離島に行けないということで、カラス小屋につきまして離島にも設置できないかというふうな要望がございまして、昨年度末ですね、原材料支給で、大工につきましては地元で納島も大島もおるといふふうなことで、小さな小型のカラス小屋を作っていただきました。それにつきまして、餌やりとか、入ったカラスの処理、そういったものにつきまして毎月一万で地元の方に委託をお願いしたいということで、年間、月一万円、大島と納島の分ということで、今回、二十四万計上させていただいております。

四月からもう管理を行っておりますけど、四月・五月・六月で六十六羽がですね、もう小屋に入って処理したということで、今、大島については、もう全然地元には『地ガラス』はいないというふうなことで、効果はかなりあるというふうな報告を受けております。

**議長（横山弘藏）** 岩坪議員

**六番（岩坪義光）** 五款の農林水産業費の二目・水産業振興費で、船舶自動給油施設整備事業費補助金と、大型定置網施設整備事業費補助金。

この大型定置網つちゆうのは斑の定置網だと思えますけども、今までの定置網の網の目が小さくて、何かイツサキあたりの稚魚まで獲れてるつちゆうような感じの報告を受けておりますが、今度導入する定置網の網は、網自体も大きいのか。

それとも目自体はそのままで購入するの。また、その網の「ヨマ」つちゆうとですか？あれも今までは細くてすぐ破れ易いつちゆうようなあれも聞いておりますが、その点はどげんですか？

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（吉元勝信）** お答えをいたします。

今の『目』につきましては十一節といまして、目が三十ミリの箱網を使っております。それで、従来、漁協がする前の網は六節ということで、六十ミリということだそうですね。

それで、これにつきましてはいろんな観点から、先ほど言われましたように、イサキの稚魚を網目が小さいことによつて捕獲しているじゃないかというふうなこともありまして、漁協の組合長、並びに担当といろんなことで話をもっております。

その際に、漁協の方からこの十一節の網目にしたということは、「雑魚」と言いますか、カマス、そういったものを対象に漁協がやるようになってから変更したそうですねでありまして、それが現在、定置網の漁獲高の三割程度を占めております。

そういったことで、そういう網目を元に戻しますと、現在の漁獲高が確保できないということ、今使っている網目をそのまま使いたいというような話がありました。

そういうことで、いろんなそういうイサキの稚魚というものが捕獲されることがたまにはあるということも聞いておりますが、それにつきましては今度この補助事業でやる場合に、現在使っている箱網に、さらに小さな箱網を設置しまして、そちらの方にイサキの稚魚を誘導して、その部分については放流するというような、そういうような方向性で検討をしていただいております。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

松 永 議員

**九番（松永勇治）** これは十三頁です。一番上ですね、農林水産業費、水産業費、これは漁港建設費ですけどね。

この中で、十五節の工事請負費九百三万の、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事がですね、当初計上額が三千七百八十万円が、今回九百三万円減額して、大幅な減額でございます。

その一方でですね、起債は十万円増えているんですね。そういうことからして、事業の減額に対して起債が増えておるということで、ちよつとあまり金額が大きいものですから、起債の充当率で十万ぐらい増えるんですけども、あまり工事の減額が多いものですから、その内容をお尋ねします。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** お答えいたします。

当初、護岸改良工事のみを計画しておりましたが、来年度、北防波堤の改良工事が認められることになりました、調査委託費、いわゆる設計委託費なんですけど、これをですね、年度内に完成しなくてはならなくなりましたので、それにかかる費用九百三万円を委託料で組みまして、九百三万円を工事費の方から減額しております。

これは予算額が四千万と決まっておりますので、その中の流用でございます。

**議長（横山弘藏）** 松 永 議員

**九番（松永勇治）** 解りましたけれども、そうすると工事費は変わっていないと、委託料の関係だということですね。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** 事業費が四千万と決まっておりますので、九百三万の委託料の分だけ工事請負費を減額しております。

す。それで、減額された分については、来年度施工するような形になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

加山議員

二番（加山雅徳） 三目・観光費ですね。この中の、十五節の工事請負費。野崎島自然学塾村施設整備工事。

この件ですね、これは前議会のときに、産建でここを視察に行ったんですが、このとき町長も同行されてですね、新築にするか、改修工事にするかということ、いろいろその中で話はした経緯があると思うんですが、実際、新築じゃなくして、こういう改修工事になった経緯をですね、ちよつとそこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えをいたします。

この件につきましては、昨年度、産業建設常任委員会の皆さんと野崎の方に行ってくださいまして、施設を確認していただきました。その際に、専門家に十分分析していただいて、その後、例えば新築の方がいいのか、改修の方がいいのか、そういった判断をした方がいいんじゃないかというような意見をいただきましたので、そういうことで、専門家と言いますか、大工さんの方に全施設を点検していただいたところ、

その結果、一部に『シロアリ』の入った形跡がありますけども、天井等そういった所についてはまだ大丈夫だというような判断を受けました。それによりまして、できましたら改修の方がいいだろうという、そういうような方向になりまして、今回予算を計上させていただいているような状況です。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） この建物が大体もう四十年過ぎていると思います。新築してですね…。それで、鉄筋ならともかく、木造でもう四十年過ぎております。耐用年数も当然過ぎております。

そういうことで、今後これにですよ。国交省から半分の補助、半分は、見た限りでは過疎債でしょうから、半分はそういう起債で賄うということ、せつかく三千幾らの金をかけてですね、改修工事をする…。果たしてこれが何年持つのか、構造自体は今言うごと、シロアリが床の方にいくらか入つとると。で、前回、産建のときも屋根周りも見ました。で、そこ



ら辺考えたときにですね、せっかく金を使うわけですから、改修工事ではですね、当然お客さんを入れるわけですから、そのときの管理人のお話では、もう台風のときはおられんと、もう揺れてですね、それなりの改修工事をすれば、それなりに補強はできると思いますけど、せっかく投資した金ですね、十年後・二十年後、おそらくそうもたんと私は思うわけですね。そういうことで、それなりの調査をすべきじゃなかったのかと。専門家ですね。町の方も当然財政的に厳しい中で、予算がなかったつちゆうこともあるかとは思いますが、これはお客さんを入れるわけですから、なんか事故があった場合にですね、そこら辺の責任等々が出てくると思います。

そういう意味においては、これは慎重に改修すべきか・新築すべきかつちゆうのは判断しなければいけないんじゃないかと思えます。

そういうことで、そこら辺の資料等をピシヤツと用意した中で、この工事は決めるべきじゃなかったのかなと私は思います。それについてもう一回説明をお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹  
**産業振興課専門幹（吉元勝信）** お答えいたします。

すみません。前段で少し説明が不足していたためにですね、そういう判断をされた部分があるかも知れませんが、一応、本体につきましては、先ほど申しましたように、ある程度大丈夫だという判断をいただいておりますので、今回の改修工事につきましては、ある程度の人数、例えば修学旅行とか、そういう人たちをークラス・二クラス、そういう規模で受け入れるための整備をしようという方向で考えております。

実はこの分については、国土交通省の方からも現地を視察されて、そういう宿舎と言いますか、そういう施設自体がある程度大丈夫であるということであれば、そういう人たちの受け入れのための、トイレの整備とか、あとは調理する場所の整備とか、或いは宿泊する場所を少し増やすとか、そういうった事業の方で補助金をつけたいというような話がございましたので、そっちの方で今回整備をさせていただこうというような考えであります。

**議長（横山弘藏）** 加山 議員

**二番（加山雅徳）** 私が聞きたいのはですね、ちよつと話はそれますけど、小学校・中学校ですか、耐力度調査等々やりましたですたいね、そういうふうな耐力度、要するにこれがもてるのかっていう、公的な機関に調査していただいですね、

それをしとかなないと後々の責任問題がですね、当然、宿泊客つちゅうのはこの台風シーズンが結構多いでしょうから、そういう意味においてですね、それだけのことはやつとかなないと、なんかあった場合がですね、そういう泊めるための、中のリフォームとかそういう関係じゃなくして、建物自体の構造的に実際大丈夫ですよという、そういう公的の機関のですね、調査をいただいとかなないと、後々責任問題が発生するんじゃないかということをお伺いしよるわけです。

もう一回お願いします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

**産業振興課専門幹（吉元勝信）** お答えいたします。

そういった耐力度の調査的な部分については、今後検討しなければいけないかも知れませんが、現在の学宿村の利用につきましては、台風が接近するとか、そういったときに關しましては、事前にこちらの方から、そのお客様に「台風が近づいているので少しご遠慮願えませんか。」といったような状況で、台風の時にはもう極力入れないように配慮をいたしております。

そういう部分で、できるだけお客様にとって被害の及ばないような範囲で学塾村は現在のところ使っていくような形にはしております。

**議長（横山弘藏）** 松永議員

**九番（松永勇治）** 観光費のですね、十九節・負担金、補助及び交付金、おちか国際音楽祭実行委員会補助金でございますが、これは小値賀を非常にPRしていただいて本当に貢献していただいていることは十分承知しております。ですけども、予算の組み方について毎年私は聞くわけですけど、確認をしておきます。

今回、二百五十万計上されております。今までの例で見ると、事業費が三分の一を町が補助して、三分の二を財団法人実行委員会の収入を、雑入で後で計上してですね、これを合わせたものをまた補正して幾らというふうなことで、この金額からいくと七百五十万ぐらいになるんじゃないかなと思いますけれども、そうした場合にはですね、この予算の計上の仕組みですね、それを「この次は検討いたします。」ということでしたけども、確認のために、同じようなことをされるのかどうかを確認いたします。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えをいたします。

確かに議員がおっしゃるように、約三分の一程度の規模の町補助を行うというような計画をしております。事業費自体は七百五十万程度になるかというふうに考えております。それで、この補助金という名目のお金の流れがいいのかどうかという部分に関しては、決算、そういったものでも問題になっております。

それで、こちらの方といたしましても、同じような形で実際やられております草津の国際音楽祭というのがありますので、そちらの方と一応連絡調整をさせていただきまして、そういう補助金の流れとか、そういったものを分析させていただいております。そういう中で分析しました結果、草津の場合は『草津夏季国際音楽アカデミー』というところが大元でありまして、その中に草津町、それから財団法人関信越音楽協会、草津夏季音楽アカデミー友の会という、そういう組織が一緒になっております。それでその中に、県の補助金、それから町の補助金、そういったものをプールしまして、実際に活動するところにまた再配分するというような仕組みをとっておりますので、そういう部分からして小値賀の方の音楽祭の流れというのと同じような感じかなあとということと判断いたしましたので、補助金ということにさせてもらっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今までの経理の方でもっていくということですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 今のところ、そういう計画にしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十八分	—
—	再開	午前	十時	三十九分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消防費

土川議員

三番（土川重佳） 二目、十一節・需用費でございますけど、消防団員の活動制服のことですけども、夏の盛夏服と思いませんけど、これは分団員の何人分か、人数分をちよつと教えて下さい。

二百三十六万三千円の内訳をお願いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは百八十名分でございます。

議長（横山弘藏） 土川議員

三番（土川重佳） 今も立派な盛夏服だと私は思っておるんですけど、どういうふうな、模様替えとか、何かそういうデザインというか、そういうことをちよつと教えて下さい。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは、国の方が服の見直しを図っております、平成十三年四月から、まあイメージ的には今消防署の職員が着ていると思いますが、紺をベースにした、ちよこつとオレンジ色が入っていると思うんですけど、ああいうふうな色に全国的に統一しなさいというのが、十三年四月一日から改正になっております。

そこで、小値賀町も大分論議をいたしました、現在は今の盛夏服になっているんですが、やはりいろいろと、まあ小値賀町で活動する場合はそんなに支障はないんですが、町外に出るときに相手が紺色の服を着て、小値賀町が茶色がかつた盛夏服を着ているということで、そういうことで前から要望があり、今回補正に上げさせていただきました。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 関連の質問ですが、この盛夏服についてはですね、私事ですが、私も分団長をしているときにですね、前団長のときに、こういう話がありました。

それで、町長もご存知だとは思いますが、そのときの団長さんの意見等々はですね、「財政的に厳しい折、ここまでせんでもいいんじゃないか。」という意見と、「いや、町外に出た場合、恥ずかしい思いをした。」ということで、二つに話は分かれたんですが、そのときには見送ったという経緯があったと記憶しております。

そういうことで、今回、この盛夏服を購入つちゆうことで、全団員に百八十名と言えば、予備も含めて百八十名分でしょ

うから、ということ、財政的にこれだけ厳しい中で、これを入れねばどうにもならないということでもないでしょうから、町外に出る団長・副団長程度で私はいんじゃないかと思えますが、そこら辺分団長会議でいろいろお話もあつたでしょうから、そこら辺の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

加山議員のご指摘のとおり、いろいろと賛否両論があつたということは事実でございます、今までがですね、団長・副団長ぐらいが外に出るといふような格好だつたんですけど、今回の県北の消防団の防災訓練につきましては、大型ヘリで二十名ほど来て、実際は相浦の方には降りなかつたと…。

それで今、市町村と見ますとですね、小値賀と鹿町だけがしてないということで、実際、町村長、それから副町長も来てですね、全部もうカラーが替わつてですね、私たちのしているのがなかなかあまりにも目立ち過ぎるものですから、やはり買わなければいけないんじゃないかと、まあ十三年から今までそういう通知があつたというのは知っていたわけですけど、ちよつと金が余裕ができたというわけじゃございませんけれども、この辺で買つとかないですね、後がまた財政的にいろいろあるかも分かりませんが、一応今回、鹿町と小値賀だけということだったもんですから、そんなら鹿町の宮田町長とも話したんですけど、あつちの方もですね、今年の内にかかるといふことだったもんですから、小値賀もそんなら買いますよということ、今回上げております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 今回の町長の答弁は、確かに私もそういう小値賀と鹿町だけつちなればですね、なかなか肩を並べんとおかしいところもあるという考えも解りますけど、そうであるならばですね、例えば、行く一分団だけの服の購入だけでいいんじゃないかと、全団員全部行くわけじゃないわけですから…。だから、団長・副団長と、あとその一分団、まあ予備入れて二分団ぐらいで、もう百八十名も入れる必要は私は無いと思えます。

そこら辺如何ですか？町長…。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今ですね、正月の出初式にする法被と、それから盛夏服と作業服というふうに通分かれております。

今の茶の分はですね、作業服にしたいと。

そして操法ポンプ等があるのは全部盛夏服でやるということなものですから、この前の場合でも団長・副団長、それから分団長、それから副分団長まで行ったと。

今からがですね、結構そういう機会がですね、国民保護条例とか、いろいろ兼ね合いがありまして、出る機会が多くなるということ、今回提出したということでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

宮崎議員

一番（宮崎良保） 二目の公民館費のですね、青少年キャンプ施設使用料のことなんですけれども、多分、野崎の学塾村の使用料が有料化になったということで、この補正が組まれたと思うんですけども、その辺の概要を少し説明願えませんか。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

昨年度までは、自然学塾村の使用料は免除しておりました。これは本年度より指定管理者になりましたので、今回補正予算を計上したわけですけど、内容といたしましては、小学生の三年生から六年生までの子供の約六十名と、それと指導者と事務局の分、合わせて十六万五千元。これは二泊三日の分です。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 青少年キャンプの使用料のうちうのは、IT協会の運営もありますので、やむを得ないと思うんですけども、これのみではなくてですね、個人の負担金も出ると聞いたんですけども、それも本当ですね…。

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（巖 充也） 個人の負担はですね、参加者負担ということで、確か三千円を徴収していると思います。

それは、基本的には食料費、材料費とかですね、それから船の借り上げとかですね、一応そういう負担分はそこに入って、参加者負担ということだと思います。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） その個人負担つちゆうのは去年もあつたんですかね？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 個人負担は毎年いただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

九番（松永勇治） 財政課長にお尋ねをいたします。

松 永 議 員

前年度に比べて町税がですね、税源移譲により町民税が八百八十七万五千円増額いたしました、その他の税を相殺して六百三十五万六千円増となっております。今現在ですね。

それに比べ、二款の地方譲与税、所得譲与税が去年の予算で二千七十二万六千円がゼロになりました、相殺しますとですね、一千万以上の一般財源が減ることになるわけです。小値賀町としてのですね。

ですから、税制改革による税源移譲は、聞こえはいいんですが、本町にとつてはもうマイナスになっておることは現実でございます。こういうふうな事についてどのような見解を持っているのか。

それと、依存財源、利子割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金に関わる今後の動向についてもお尋ねします。

また、地方財政の『三位一体の改革』によりまして、国から地方への税源移譲で国税の所得税が減額されまして、住民税が引き上げられております。負担する割合は一緒なんですようけれども、『納税通知』を今受けてですね、住民からの問い合わせはあつていないのか、その三点についてお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休 憩 — 午 前 十 時 五 十 三 分 —

―再開 午前 十時 五十七分―

議長（横山弘藏） 再開します。

ただいまの松永議員の質問は、今回の補正予算案から少し離れていますので、今回の答弁は見合わせていただきます。それでいいでしょうか。よろしく願います。

松永議員

九番（松永勇治） ただいまの議長の話を聴きまして、私は今の質問は取り消します。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三六号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第三六号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願



います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏)

起立全員です。

したがって、議案第三六号、平成十九年度小値賀町一般会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第三七号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第三七号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入では、国民健康保険税の算定の基となる十八年度所得及び税率の決定による保険税の補正、十八年度決算に伴う繰越額の確定が主なものでございます。歳出では、後期高齢者医療導入に伴う国保システム改修委託料及び十八年度療養給付費の確定に伴う社保支払基金への償還金が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四十三万二千円を追加し、予算総額を五億四千六百八十六万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。  
四頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分二千九百六万円の減。二節・介護納付金分現年課税分三十八万九千円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分百六十四万六千円の増。二節・介護納付金分現年課税分七万四千円の減。これは、平成十九年度国保運営協議会の答申を受け、それによりそれぞれ算定しております。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・その他一般会計繰入金二百五十万円の追加補正は、二十年度からの後期高齢者医療制度の開始のため、既存の国保システムの改修が必要で、その財源として補助金が一般会計に交付されます。それを特別会計に繰り入れるものでございます。同じく二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金一千三百

七十七万六千円は、収入不足分を財政調整基金から繰入れするものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金一千五百七万六千円の増。二目・退職被保険者等繰越金、一節・前年度繰越金六百九十五万七千円の増。前年度からの繰越金は、二千六百三万四千四百四十三円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十一節・需用費六万円の増額は、保険証用紙等の消耗品でございます。十三節・委託料三百一万九千円の増額は、後期高齢者医療システム導入に伴う既存の国保システム改修委託料でございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、二目・保健指導事業費三十二万円の増。これは、健康管理センターのパソコン購入費でございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、二目・退職被保険者等償還金六百九十五万八千円の増。これは、平成十八年度の実績に基づき、超過して交付された補助金を返還するものでございます。三目・一般被保険者保険税還付金七万五千元は、保険税の還付でございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第九款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三七号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三七号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三八号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第三八号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、資本費平準化債の借入れによる一般会計繰入金の減額補正が主なものでございます。

「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ十九万九千円を追加し、予算総額を二億七千八百十九万九千円といたしております。

第二条は、地方債の変更規定でございまして、第二表「地方債補正」に示しますとおり、限度額を五千四十万円増額し、一億八百六十万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料は、過年度分の費目設置で、増額補正はしておりません。

四款、一項、一目・一般会計繰入金を五千万円減額補正し、一般会計繰入金を七千三百九十万円としております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございます。

七款、一項、一目・下水道事業債五千四十万円の追加補正は、償還金の元金に係る資本費平準化債が主なものでございます。補正後の下水道事業債を一億八百六十万円といたしました。

歳出では、一款、一項・五目・公共下水道管理費、十四節・使用料及び賃借料を五千万円追加補正しております。

二款、一項、三目・公共下水道事業費は、財源の組み替えでございます。

三款、一項・公債費、一目・元金は、財源の組み替えでございます。

四款、一項・予備費を十九万四千円増額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、二億七千八百十九万九千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

松永議員

九番（松永勇治） 資本費平準化債のうちゅうのがですね、今度、農業集落排水事業債で三千七百万、それから公共下水道事業債で一千三百万、合わせて五千万新たに計上されておりますけれども、内容をお知らせ下さい。

『平準化債』がどういふようなものであるうちゅうことか…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

通常、施設整備に使う下水道債は、事業費に係る地方債でございますけど、この資本費平準化債というものはですね、償還金の元金に係る地方債でございます。

ですから、償還金の元金、この分相当額をですね、ちよつと計算式があるんですけど、減価償却した金額を差し引きした分、これを限度額として償還金に当てることができます。

ですから、事業費に当てる下水道債と償還金に当てる資本費平準化債でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 起債で借るわけですけども、交付税で言うると、過疎・辺地債の肩代わりのような、ただ起債で借るといふことだけであつて、内容はそういうようなものですね。

そうすると、これに対するまた元利償還金がつくわけでしょ。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 平準化債につきましても、元利償還はついてきます。しかし、償還に関しては、下水道債と同じでございまして、交付税算入が五〇%ございます。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今の償還のあれで、今度は償還金の方の償還の方で、期限と言いますか、償還方法の内容を説明願います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 五年間据え置き、三十年償還でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

二番（加山雅徳） 先ほどの、資本費平準化債の件について関連ですが、質疑いたします。

さっきの答弁の内容ですと、要するに今まで従来、一般財源の方から繰り出しよった金を、繰り出しを受けないで、要するにこの平準化債を利用するということなのですが、これは財政課長にお伺いですが、一般会計の方から繰り出しをしな

加山議員

いとなれば、『実質公債費比率』ですか、これが極端に言えば無くなると…。要するに実質公債費比率が、前の予算の審議やつたですか、そのときに話したと思うんですが、結局、そういうことを考えての平準化債を使ったのか、そこら辺一点だけお伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

資本費平準化債、この内容ですけども、ちょっと具体的に書いたものがありますので、読み上げてみますので…。

「下水道事業債のうち、供用開始前及び供用開始当初の下水道施設に係る元利償還金を起債の対象とするもので、供用開始前及び供用開始当初の資本費の負担を将来に繰り延べることにより、供用開始当初の負担を軽減し、かつ世代間の負担の公平を図るという目的をもつたもの」でありまして、結局、元利償還が供用開始前とですね、後に多額になりますよ。事業を行ったわけですので、その元利償還が多額になりますので、それをいっぺんに払いますと、その年代が大きな負担を伴うということなので、負担をずうっと後年度に繰り延べるといふふうなもので借る起債ですね。

だから、元利償還金が多額になるときに、これを借りて、そのときの負担を幾らかでも小さくしようと、先に繰り延べしようということなんです。

それで、この元利償還につきましては、先ほど建設課長が言いましたように、五〇%の交付税措置がありますので、この資本費平準化債を償還するときに半分はまた交付税で還ってくる。まあ悪く言えばですね、この資本費平準化債を借りたために、その借りたときの半分、例えば五千万借りますとですね、二千五百万円はその年の地方交付税が減ってきますので、その二千五百万減ったのを、例えば三十年なら三十年でまたもらうというふうになるんですね。

だから、実質公債費比率を下げるために借りたものではございません。その年の一年間の負担をですね、減らさずうつと長く償還をするということで、世代間の負担の公平を図るといふ目的で借りるものがございます。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私も勉強不足で、即席で一夜漬けで勉強したもんですから、はっきり解らんところもあるんですが、いわば初めて出てきた起債なもんですから、先ほども松永議員からも質問があったとおり、要はそこら辺、財政的に云々で、この平準化債を使いたいということではなはいんですが、そういうふうな将来の世代に「先送り」つちゆうたら言い方悪い

ですけれど、平準化、負担がかからないような形の起債だということでは理解しとっていいわけですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。例えば、今年度からですね、十九年度からこの資本費平準化債を借ろうということに決めたのはですね、結局、一年間の負担が一億二千万以上にこの下水道会計の償還がなってきましたので、それをですね、一年間で一般会計から繰り入れるとしますと、その償還分だけは一般会計から繰り入れないとならなくなります。

そうすると、どうしても一般会計の一般財源の負担が重くなりますので、そういうことも勘案しまして、まあこれは借らなくてもいいわけです。けど、借った方が小値賀町のためになるということでは判断して借るようにしました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 関連質問になりますけども、この平準化債ですね、これは供用開始後十五年以内の、汚水処理施設に係る企業債利息相当額、これを対象とするというふうになっておりますけど、先ほど、償還が二十年と言われましたけど、これとは関係ないわけですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 平準化債につきましては、下水道債のですね、償還が終わるまで平準化債は借れます。別に事業年度には関係はございません。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―― 休憩 午前 十一時 二十一分――

―― 再開 午前 十一時 二十三分――

議長（横山弘藏） 再開します。

浦 議員

五番（浦 英明） この平準化債なんですけどもね、これがいつから適用されたものか。その年度…。

それと、極端に言えば、他にもこういったのが適用できないのか。要するに、下水道事業にしか適用できないのか。そこを改めてお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長



建設課長（中村敏章） お答えいたします。

下水道整備につきましては、先行投資で下水道債を借るわけですが、借入時期にその収入が見込めないと。これからです。ね、そういうわけで下水道事業債については平準化債を借れるということで、他の事業については借れません。

これは起債対象が拡大してるんですけど、この平準化債の拡大したのが平成十六年度でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 下水道を推進するために、国・町村の財政が逼迫しとるため、これを長期的に返してもらって起債で補

うというふうな方法だろうと思うんですけども、これは過疎債と一緒に、八〇・七〇じゃないですけど、五〇%をして、また償還期間は据え置きも入れて三十年ですか？

そうしますと、長い償還期限でありますので、相当町村としては助かると思うんです。

見ますと、今から相当な償還金がございますので…。ですから過疎債などと一緒に考えでいいようですね。五〇%を交付税でみられるんだと、償還金です。ね。五〇%補助というふうな感じですけど、これもさつき建設課長が言われたようにですね、年々現在高を見て、それに対する計算の方法があるんでしょうけど、毎年ずっと続くということでございますか。毎年借り入れができると…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 償還金に対しての資本費平準化債でございますので、毎年借り入れはできます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三八号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三八号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午前 十一時 二十六分 散会 ―